

令和5年度第1回部活動関係者会議

説明資料

部活動の地域移行の取組について

北海道教育庁学校教育局部活動改革推進課

部活動の地域移行の趣旨等

計画期間

国のガイドラインが改革推進期間とする、**令和5年度から令和7年度末までの3年間。**

市町村においては、国のガイドライン及び本計画を市町村の推進計画策定等の参考とするなどしながら、地域の実情に応じて取組を進めることが望ましい

部活動の地域移行の目的

部活動の地域移行は、**生徒の望ましい成長のために**、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、**地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すもの。**

推進体制

- ・毎年度、「部活動改革推進本部（仮称）」を設置し、関係部署が横断的に連携し、施策を推進
- ・「部活動改革推進本部（仮称）」及び**有識者や学校関係者、競技団体、保護者等で構成する「部活動関係者会議」に進捗状況を報告し、その意見等を踏まえ効果的に推進**

第1章 国の動向

- ・平成29年以降、学校における部活動の厳しい現状を踏まえ、部活動の適正化、地域との連携・協働、地域移行の方向性が示されてきた。
- ・公立中学校等を対象として、まずは**休日の部活動から段階的に地域移行を進める**こと、地域連携や地域クラブ活動への移行について、**令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間と位置付けて支援する**ことが示された。

第2章 北海道における方向性

- ・公立中学校等を対象として、まずは休日の部活動から段階的に地域移行することを基本とし、休日の部活動の地域クラブ活動への移行については、**令和5年度から令和7年度までの3年間において取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す。**
- ・**公立高等学校については**、生徒の心身の健全育成や教員の働き方改革の観点から、**地域や学校等の実情に応じて部活動の改善に取り組む。**

第3章 道教委の取組とスケジュール

(1)	運営団体・実施主体の整備
(2)	指導者の確保
(3)	スポーツ・文化施設の確保
(4)	大会・コンクールの見直し
(5)	費用分担に関する意識の醸成
(6)	部活動の位置付けについての理解の促進
(7)	取組の促進

- ・市町村への事例提供・助言
- ・複数市町村間の調整
- ・地域の人材及び兼職兼業を希望する教員の人材バンクの整備
- ・大会主催者への要請
- ・部活動の位置付け等の周知
- ・広報・啓発
- ・取組状況の把握 等

- ・令和5年度から令和7年度までの期間において、出来るだけ早い段階に集中的に取組を展開
- ・市町村の取組状況を把握し、必要な支援等を継続的に実施

第4章 市町村の取組と実施イメージ

総論

生徒の状況に応じた機会の確保	これまでの部活動の課題や地域の実情、 多様な生徒のニーズを踏まえ、在り方を検討 する。
地域クラブ活動と学校の連携	部活動の地域移行が完成するまでは、地域クラブ活動と学校の部活動で指導者が異なることなどから、 地域クラブ活動と学校の関係者が連携 する。
休日の部活動の地域移行	公立中学校等を対象として、休日の部活動の地域クラブ活動への移行については、 令和5年度から令和7年度までの3年間において取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

各論

運営団体・実施主体の整備	指導者の確保	スポーツ・文化施設の確保	大会・コンクール等の見直し	部活動の位置付けについての理解促進	費用負担の軽減
<ul style="list-style-type: none"> 運営団体・実施主体の整備は地域の実情に応じて実施 検討にあたり、協議会等の体制整備が大切 近隣の市町村との連携も有効 	<ul style="list-style-type: none"> 団体の指導者やクラブチーム選手、学生等の人材発掘・活用 人材バンクの活用や希望する教員の兼職兼業も考えられる 教員本人の意識を十分に確認・尊重。業務や健康、学校運営への支障を勘案 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設、民間施設、学校、廃校施設の活用 指定管理者制度や業務委託等の活用など学校施設活用の工夫 低廉な利用料の検討 学校の負担軽減のためのルール作り 	<ul style="list-style-type: none"> 地域クラブ活動の参加を認めるよう働きかけが大切 大会等に関する支援の在り方の見直しを検討 生徒や教員の過度な負担とならないよう働きかけが大切 	<ul style="list-style-type: none"> 部活動の設置運営が法令上の義務ではないこと 部活動指導員などが指導出来ること 生徒の自主的自発的な参加により行われることなどの理解促進が大切 	<ul style="list-style-type: none"> 施設使用料を低廉な額としたり、送迎に係る配慮を行うなどの支援が大切 経済的困窮家庭への支援 企業等の協力、基金の創設、企業版ふるさと納税の活用等

スケジュールの例

令和5年度	令和6年度	令和7年度
<ul style="list-style-type: none"> 協議会等の設置 ニーズの把握 運営団体・実施主体の決定 地域人材の把握と指導者の確保 運営方針等の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 一部競技種目等で施行実施協議会等の会議で検証・改善 	<ul style="list-style-type: none"> 実施競技種目等の拡大検証・改善

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して楽しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
 - 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
 - 部活動の地域移行に当たっては、**「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」**という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、**地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。**
- ※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上¹の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める**

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ **地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備**
- ・ **指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業**
- ・ **競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保**
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ **公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進**
- ・ **困窮家庭への支援**

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ **まずは休日**における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ **平日の環境整備はできるところから**取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、**段階的な体制の整備を進める**
 ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ **令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間**として地域連携・地域移行に取り組むつつ、**地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す**
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、**地域クラブ活動の会員等も参加できるように見直し**
 ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ**教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な人員確保
- ・ **全国大会の在り方の見直し**（開催回数²の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
（学校や地域によっては
存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた
段階的な体制整備

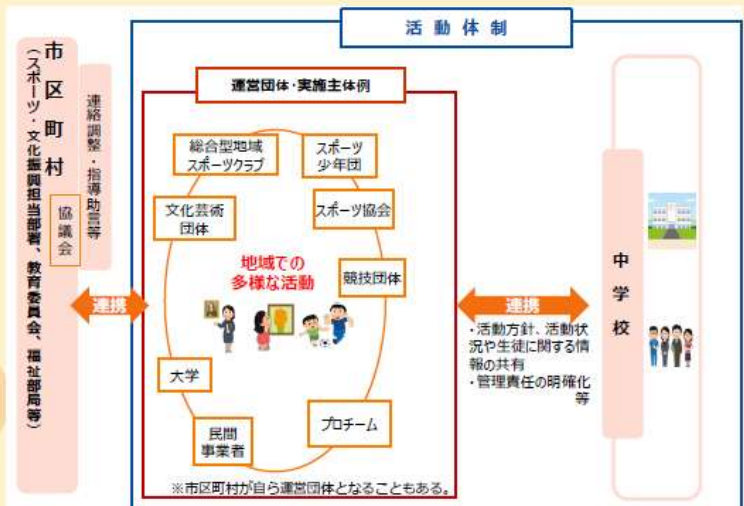
地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

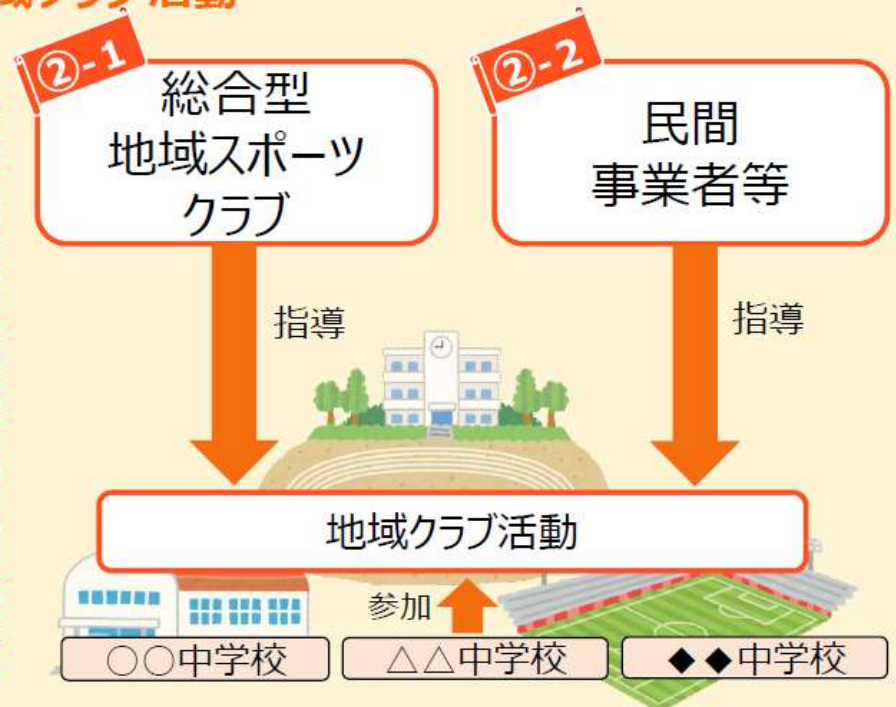
【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



休日の地域クラブ活動



※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合

学校部活動の地域連携



事業の概況（令和5年4月1日現在）

地域連携の取組例

【事業の目的】 生徒の活動機会確保、部活動指導に当たる教員の負担軽減

1 中学校における部活動指導員配置促進事業 市町村が部活動指導員を配置する際の費用の2/3を補助

○ 配置数等

	市町村数	学校数	配置人数	内訳	
				運動部	文化部
令和5年度	25	59	110	99	11
令和4年度	16	44	63	58	5

2 道立学校における部活動指導員配置事業 道立学校に部活動指導員を配置

○ 配置数等

	学校数	配置人数	内訳	
			運動部	文化部
令和5年度	131	245	86	159
令和4年度	130	230	72	158

昨年度比
中学校：47名増
道立学校：15名増

部活動指導員

学校教育法施行規則で定められている学校職員。

部活動において、勤務校の校長の監督の下に、実技指導、練習試合等の引率などの業務に従事する。

校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

部活動の地域「移行」

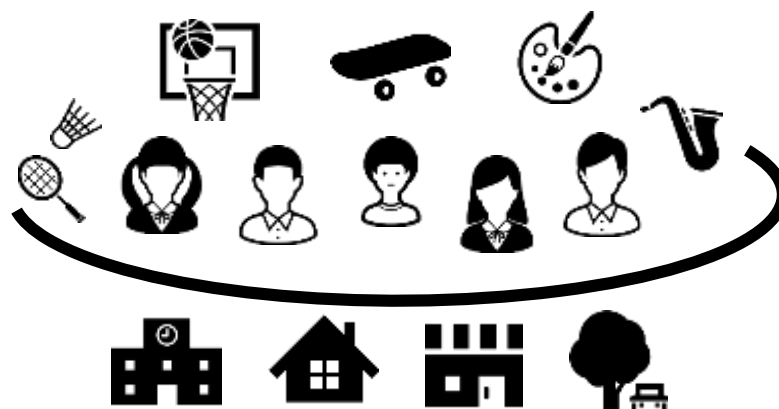
現状の部活動をそのまま
地域に移すわけではない



子どもたちのスポーツ・文化芸術環境の再構築

学校単独で支えるのではなく、
学校を含めた地域で支える

望ましい成長のために、
地域の環境の最適化を図る



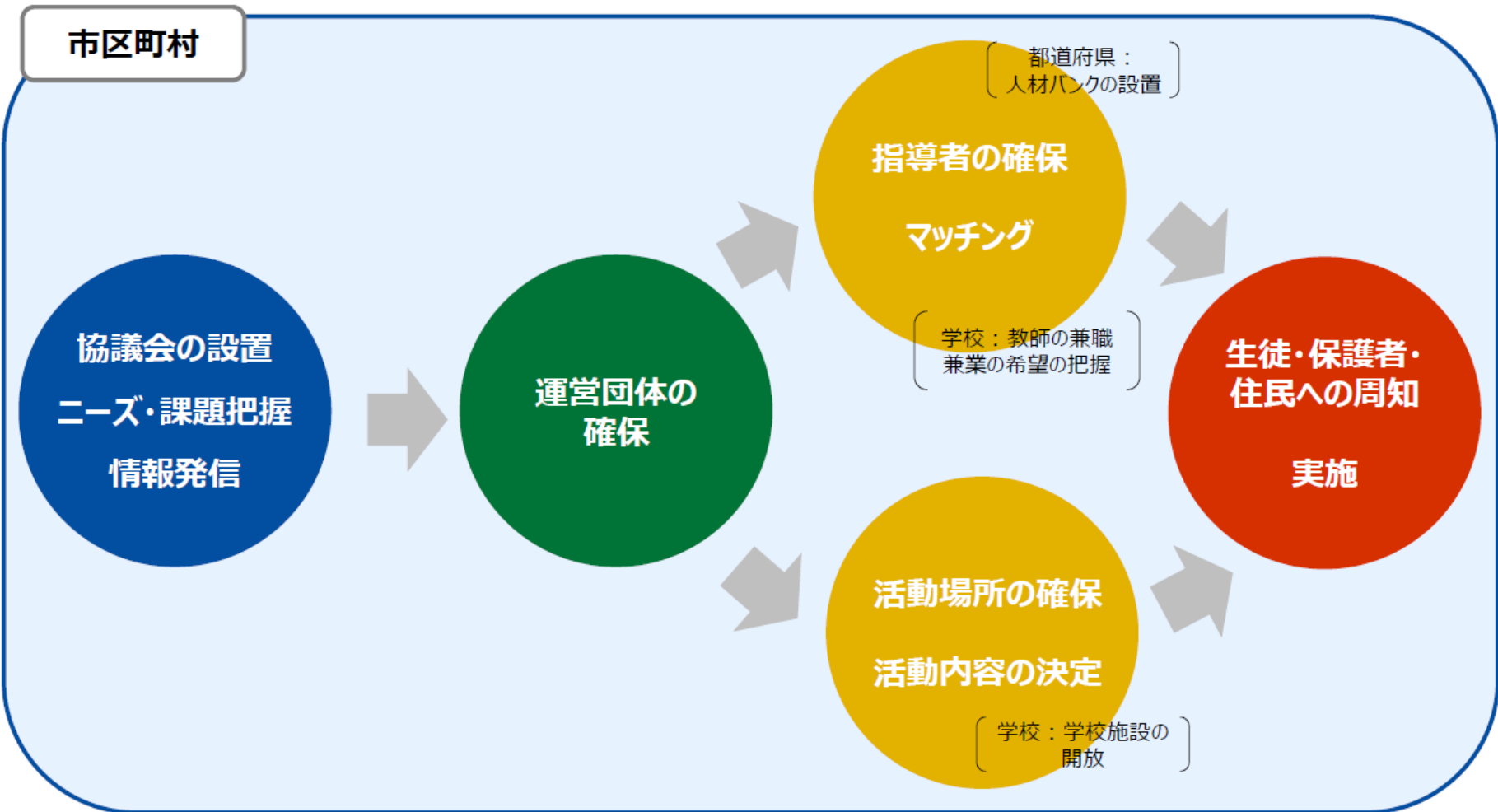
部活動についての発想の転換

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁）から抜粋
休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

都道府県

協議会の設置 方針の提示 情報発信

市区町村



休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ニーズ・課題を把握 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記取組への協力・参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の質・量の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・教師の兼職兼業の希望の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ルールに基づく学校施設の開放 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知